

貸借取引に附随する権利の処理要領

大阪証券金融株式会社

貸借取引貸出規程第20条の規定に基づき、貸借取引の融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式、優先出資、受益権および投資口に附随する剰余金の配当、株式分割による株式を受ける権利その他の権利の処理要領を次のように定める。

(配当等の授受)

1 当社は、貸借取引を行っている銘柄につき、剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の収益分配ならびに投資証券および外国投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、当該銘柄の発行者の配当等を受領する株主（優先出資者、受益者、投資主、投資法人債権者および預託証券の所有者を含む。以下同じ。）の確定日現在、金銭の貸付けを受けている貸借取引参加者（以下「融資先」という。）には次項に規定する配当等処理価額に株数（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券の場合は「口数」（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、当該証券にかかる単位数をいう。）、外国株預託証券の場合は「証券数」とそれぞれ読み替える。以下同じ。）を乗じた額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額の金銭を支払い、貸借取引にかかる株券（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。）の貸付けを受けている貸借取引参加者（以下「貸株先」という。）から配当等処理価額に株数を乗じた額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額の金銭を徴収する。

(配当等処理価額)

2 前項の配当等処理価額は、当該銘柄にかかる株主に交付される1株（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券の場合は「1口」（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、1証券を1口とする。）」、外国株預託証券の場合は「1証券」とそれぞれ読み替える。以下同じ。）当りの配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当額を控除した額とする。

(配当株式等の処理)

3 外国株券（外国株預託証券および外国株信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、受託有価証券が外国株券であるものをいう。以下同じ。）を含む。）にかかる貸借取引を行っている銘柄につき、株式配当その他の株式の分配が行われた場合は、第5項から第8項までおよび第10項の規定に準じた処理、売却処分その他の方法により、配当株式または分配株式の価額を算出したうえで前2項の規定に準じた処理を行うものとする。

(権利の金銭による授受)

4 当社は、貸借取引を行っている銘柄につき、株式分割等による株式を受ける権利（株式分割（優先出資分割、受益権の分割および投資口の分割ならびに外国株預託証券にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式（優先出資、受益権および投資口ならびに外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）を受ける権利、株式無償割当て（外国株預託証券および外国株信託受益証券にかかるこれと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式を受ける権利および会社分割による株式を受ける権利をいう。以下同じ。）、新株予約権（株主に割り当てられたものに限り、株式の割当てを受ける権利ならびに優先出資、新受益権および外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）または新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合は、第10項の規定により当該株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権または新株予約権の割当てを受ける権利の価額（以下「権利処理価額」という。）を定め、当該銘

柄の株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権または新株予約権の割当てを受ける権利の割当期日現在の融資先には権利処理価額に株数を乗じた額を支払い、貸株先から権利処理価額に株数を乗じた額を徴収する。

(新株式の処理)

5 取引所における権利付売買最終日を申込日とする貸借取引において、株式分割等による株式を受ける権利が付与された銘柄の株券(以下「旧株券」という。)について当社が保有する株数(融資残高株数から貸株残高株数を差し引いた株数をいう。以下「保有株数」という。)に割り当てられる新株式(新たに付与される既発行の株式を含む。以下同じ。)は、次の各号によって処理する。

(1) 融資先が当該新株式の引受けを希望する場合は、当該権利付売買最終日を申込日とする貸借取引における当該融資先の貸付けにかかる取引区分(貸借取引顧客取引分、貸借取引自己取引分、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分をいう。この場合、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分については非清算参加者ごとに管理されている区分をいう。以下同じ。)ごとの買付株券の株数に割り当てられる当該新株式の株数の範囲において、取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が取引所または国内の他の金融商品取引所に上場されていない銘柄については、1単位(1単位は、単元株式数(会社法第2条第20号に規定する単元株式数をいう。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。)とする。以下「単位」という。)の整数倍の数の株式となるものに限り、いずれの取引区分の申込みであるかを明示してその旨を当社に申し込むものとし、単位に満たない数の新株式(単元株式数を定めない場合には、1株に満たない株式。以下「単位未満株式」という。)の申込みはできないものとする。

(2) 当社は、前号の申込株数が保有株数に割り当てられる新株式の株数を超過するときは、申込株数に応じて按分割当(単位未満株式とならないように調整する。)を行い、申込株数が保有株数に割り当てられる新株式の株数に満たないときは、その満たない株数の新株式について、単位株式および単位未満株式に区分して売入札を行う。この場合の売入札の入札価格は、当該新株式の価格からその払込金の額に相当する額を差し引いた額によるものとし、貸借取引参加者はいずれの取引区分の申込みであるかを明示して行うものとする。

(3) 前号の売入札のうち単位未満株式につき応札が無い場合は、単位株式の入札価格または第10項第1号に規定する価額を新株式割当率(株式の分割または割当てにおいて、分割または割当て後の発行済株式総数を分割または割当て前の発行済株式総数で除して得た数から1を引いた数をいう。以下同じ。)で除して得た額を基準とし、当該銘柄の権利落日の市場における午前立会の終値を勘案して、取引所と協議して定めた価額により、当社がその代金を立て替えるものとする。また、当該単位未満株式にかかる払込代金も当社が立て替えるものとする。

(4) 第2号の売入札によってもなお保有株数に割り当てられる新株式を消化しない場合は、取引所と協議して、未処分株について再入札その他の方法により、その処理を行う。

(5) 前3号の規定にかかわらず、売入札によることが適当でないと認める場合は、取引所と協議して、その処理を行う。

6 前項第1号の引受申込みの日時および申込みの単位、ならびに前項第2号の売入札(前項第4号の規定による再入札にかかるものを含む。以下同じ。)の日時、入札に付する株数、申込みの単位、落札の方法その他売入札について必要な事項は、その都度これを定めて貸借取引参加者に通知する。

7 第5項第2号の按分割当については、異議の申立てを認めないものとし、同号の売入札において、入札価格が不相当と認められる入札については、取引所と協議して、当該入札を除外するものとする。

8 取引所における権利付売買最終日を申込日とする貸借取引において、株式分割等による株式を受ける権利が付与された銘柄の貸株残高株数が融資残高株数を超えている場合は、貸株超過株数に附随する新株式について買入札を行い、これにより取得した新株式を当該銘柄の品貸先に移転する。この場合の買入札については、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。また、入札により処理されなかった単位未満新株式については、当該新株式の代金相当額を品貸先に交付する。その他の処理については前3項の売入札に関する規定を準用するものとする。

(新株予約権等の処理)

9 新株予約権または新株予約権の割当てを受ける権利については、前4項の規定に準じて処理するものとする。
(権利処理価額)

10 第4項の権利処理価額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額(その額に1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。ただし、権利処理価額に当該銘柄の単位の株数を乗じて得た金額について円未満の端数がある場合には、算出した権利処理価額に単位の株数を乗じて得た額について生じる円未満の端数を四捨五入し、これを単位の株数で除して得た額とする。

(1) 第5項第1号の引受申込みによって保有株数に割り当てられる新株式の全部を消化した場合、または融資残高株数と貸株残高株数とが等しい場合

イ 株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利(旧株券にかかる株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(旧株券にかかる株式と同一の種類の株式を目的とする場合)または新株予約権の割当てを受ける権利(旧株券にかかる株式と同一の種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合)

旧株券の権利付売買最終日の最終値段(市場における売買立会による普通取引の最終値段または最終気配値段をいう。以下同じ。)に所要払込金額(新株式1株当りの払込額(新株予約権の割当てを受ける権利の場合は、新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の合計額の1株当りの額)に新株式割当率を乗じた額をいう。以下同じ。)を加算した額を1に新株式割当率を加えた数で除した額を、旧株券の権利付売買最終日の最終値段から差し引いた額

ロ 株式無償割当てによる株式を受ける権利(旧株券にかかる株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(旧株券にかかる株式と異なる種類の株式を目的とする場合)または新株予約権の割当てを受ける権利(旧株券にかかる株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合)

(イ) 権利落日において当該異なる種類の株式にかかる株券(以下「割当株券」という。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

旧株券の権利付売買最終日における割当株券の最終値段に新株式割当率を乗じた額から所要払込金額を差し引いた額

(ロ) (イ)以外の場合

旧株券の権利付売買最終日の最終値段から旧株券の権利落日の市場における午前立会の1株当たりの平均売買代金(午前立会において約定値段がない場合には午後立会の1株当たりの平均売買代金、権利落日において約定値段がない場合には最終気配値段、権利落日において約定値段および最終気配値段がない場合には取引所と協議して定める価格とする。)を差し引いた額(ただし、算出された額が0円未満となる場合は、権利処理価額を0円とする。)

八 会社の分割による株式を受ける権利

(イ) 権利落日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日における承継会社株券の最終値段に新株式割当率を乗じた額

(ロ) (イ)以外の場合

分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段から分割会社株券の権利落日の市場における午前立会の1株当たりの平均売買代金(午前立会において約定値段がない場合には午後立会の1株当たりの平均売買代金、権利落日において約定値段がない場合には最終気配値段、権利落日において約定値段および最終気配値段がない場合には取引所と協議して定める価格とする。)を差し引いた額(ただし、算出された額が0円未満となる場合は、権利処理価額を0円とする。)

(2) 第5項第2号の売入札を行った場合

当該売入札にかかる総落札代金(単位未満株式の落札代金を含む。)を総落札株数(単位未満株式を含む。)で除した額に新株式割当率を乗じて得た額

(3) 第5項第3号の単位未満株式につき当社がその代金を立て替えた場合

当該立替代金と単位株式の売入札にかかる総落札代金との合計金額を総落札株数と当該単位未満株式数との合計株数で除した額に新株式割当率を乗じて得た額

- (4) 第5項第4号による場合（新株式の処理について売入札以外の方法による場合に限る。）

取引所と協議して別に定める額

- (5) 貸株残高株数が融資残高株数を超過している場合

イ 第8項に規定する買入札を行った場合

次の(イ)から(ロ)までの方法により算出した額から所要払込金額を差し引いた額

(イ) 単位株式は、当該新株式を買い付けるために要した総買入代金

(ロ) 単位未満株式は、第1号に規定する価額を新株式割当率で除して得た額を基準とし、当該銘柄の権利落日の市場における午前立会の終値を勘案して、取引所と協議して定めた金額

(ハ) (イ)と(ロ)との合計金額を、総買入株数と金銭で支払う単位未満株式数との合計株数で除した額に新株式割当率を乗じて得た額

ロ イ以外の場合

取引所と協議して別に定める額

(貸借取引貸付額)

- 11 取引所における権利落売買日を申込日とする株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権または新株予約権の割当てを受ける権利が付与された銘柄にかかる貸借取引については、権利付売買最終日の貸借値段から権利処理価額を差し引いた額（以下「権利落貸借値段」という。）によって貸付金額および貸付株券等の価額を計算し、その貸付金額および貸付株券等の価額の減少額（以下「権利落差金」という。）を、貸借取引参加者と授受する。

- 12 前項の場合、当該銘柄にかかる権利落売買日を申込日とする貸借取引の更新差金の額は、権利落貸借値段によって計算した貸付金額または貸付株券等の価額と当日の貸借値段によって計算した貸付金額または貸付株券等の価額との差額とする。

(権利代金等の授受)

- 13 第4項に規定する融資先または貸株先との権利代金の授受は、これを第11項の権利落差金の授受と同時にを行う。

- 14 第5項第1号の申込みまたは同項第2号の按分割当によって新株式を引き受ける貸借取引参加者は、権利処理価額を新株式割当率で除して得た額に割り当てられた株数を乗じた額の代金を、同項第2号の売入札によって新株式を落札した貸借取引参加者は、落札代金を当社に支払う。

- 15 前2項に定める権利の授受のための金銭の授受の日時等は、その都度定めて貸借取引参加者に通知する。

(単位未満株式の買取請求等)

- 16 第5項第2号の売入札により落札された単位未満株式について金銭処理を行う場合には、当社が買取請求（外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券の場合は売却処分。以下次項において同じ。）を行い、売却代金から当社が負担した諸費用を控除した額の金銭を支払う。

- 17 第5項第3号の規定により当社が立て替えた単位未満株式については、当社が買取請求を行い、売却代金から当社が負担した諸費用を控除した額の金銭をもって、当社の立替金（別に定める料率による金利相当額を含む。）を回収する。この場合の差額については、権利付売買最終日を申込日とする当該銘柄を担保としている融資先の株数に応じて按分して徴収または支払うものとする。

(金銭以外の方法による権利の調整)

- 18 第4項から前項までの規定にかかわらず、貸借取引を行っている銘柄について、株式分割による株式を受ける権利または株式無償割当てによる株式を受ける権利（貸借取引を行っている株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合（当該株式分割または株式無償割当てにかかる権利を受ける者を確定するための基準日の翌日が、当該株式分割または株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、単位の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、次の方法により処理するものとする。

(1) 権利付売買最終日の当該銘柄にかかる各貸借取引参加者の取引区分ごとの融資株数および貸株株数ならびに品貸取引の借入株数については、権利落日をもって、当該株数を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた株数に調整する。

(2) 権利落日の取引所における最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。）がない場合には、権利付売買最終日の貸借値段を当該新株式割当率に1を加えた数で除した額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位未満は切り捨てる。）に調整し、権利落日における貸借値段とする。

（権利処理を行わない場合）

19 前各項の規定にかかわらず、貸借取引を行っている銘柄に付与された権利の内容につき、当該権利の行使条件、譲渡性および換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でないとする場合は、取引所と協議して権利の処理を行わないものとする。

（株式優待券その他の権利等）

20 貸借取引においては、株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等については、これを権利として処理を行わないものとする。

（その他の権利等）

21 この規則に定めのない権利の割当てまたは剰余金の配当等があった場合およびこの規則に基づく権利または剰余金の配当等の処理を行うことが適当でないとする場合は、取引所と協議してその取扱いを定めるものとする。

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から実施する。